

# 青森県報

第三千七百三十九号

平成二十五年  
九月四日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による施術者の指定…………… (健康福祉課) …… 一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定…………… (同) …… 一
- 特定行為業務の登録…………… (高齢福祉課) …… 一
- 出先機関…………… (同上) …… 一
- 土地改良事業の工事の完了…………… (上北地域局) …… 二

## 告 示

青森県告示第六百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日

赤坂 富男

赤坂治療院

十和田市大字二本木字野崎二四一  
の七

平成二五・八一

青森県告示第六百七十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
赤坂 富男	赤坂治療院	十和田市大字二本木字野崎二四一 の七	平成二五・八一

青森県告示第六百七十二号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十五年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は 名称	住 所	事業所 名称	事業所 所在地	業務開始 年月日	備考
〇二〇〇一 〇三六	平成 二五・九・一	医療法人 白生会	五所川原 市旭川 二〇の六	医療法人 白生会へ ンター ルパ ーシ ョス	五所川原 市旭川 一八の四	平成 二五・九・一	訪問介護

出 先 機 関

〇二〇〇一 〇二〇〇一 〇二〇〇一 〇四二	〇二〇〇一 〇二〇〇一 〇二〇〇一 〇四二	〇二〇〇一 〇二〇〇一 〇二〇〇一 〇四二	〇二〇〇一 〇二〇〇一 〇二〇〇一 〇三九	〇二〇〇一 〇二〇〇一 〇二〇〇一 〇三六	〇二〇〇一 〇二〇〇一 〇二〇〇一 〇三七
"	"	"	"	二四・三・一	"
か法社会 け人福 のす社 里	か法社会 け人福 のす社 里	か法社会 け人福 のす社 里	か法社会 け人福 のす社 里	か法社会 け人福 のす社 里	白医 生療 会法 人
一見青 三二森 の丁市 一目里	一見青 三二森 の丁市 一目里	一見青 三二森 の丁市 一目里	一見青 三二森 の丁市 一目里	一見青 三二森 の丁市 一目里	二市五 〇字所 の旭川 六町原
か施老 け設人 のす保 里健	か施老 け設人 のす保 里健	か施老 け設人 のす保 里健	か施老 け設人 のす保 里健	か施老 け設人 のす保 里健	ンテ ルバ ーシ ョス ヘ人
一見青 三二森 の丁市 一目里	一見青 三二森 の丁市 一目里	一見青 三二森 の丁市 一目里	一見青 三二森 の丁市 一目里	一見青 三二森 の丁市 一目里	一市五 八字所 の旭川 四町原
"	"	"	"	二四・三・一	"
療短介 養期護 介入予 介所防	シビ通 ヨリ所 ンテリ ンテリ ハ防	療短介 養期入 介所	シビ通 ヨリ所 ンテリ ンテリ ハ	保介 健護 施老 設人	訪介 問護 介予 介防

土地改良事業の工事の完了

仏沼地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十五年九月四日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

- 一 県営土地改良事業の名称  
湛水防除事業
- 二 工事完了年月日  
平成二十五年七月十九日

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭